

●香川県選挙管理委員会告示第37号

平成31年4月7日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成31年3月29日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

選挙区	制限額
高松市選挙区	5,877,400円
丸亀市選挙区	5,820,200円
坂出市選挙区	5,549,300円
善通寺市選挙区	5,027,300円
観音寺市選挙区	5,309,600円
さぬき市選挙区	5,648,900円
東かがわ市選挙区	5,027,700円
三豊市選挙区	5,441,000円
小豆郡選挙区	4,948,400円
木田郡選挙区	5,869,600円
綾歌郡選挙区	5,601,500円
仲多度郡第一選挙区	4,883,300円
仲多度郡第二選挙区	5,487,700円